諮問庁:外務大臣

諮問日:平成30年7月26日(平成30年(行情)諮問第317号)

答申日:令和元年7月22日(令和元年度(行情)答申第122号)

事件名:行政文書ファイル「バーデン・シェアリング(米側の動き)」につづ

られた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる52文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その 一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月28日付け情報公開第00676号により外務大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。) が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の審議に おいて審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。 したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないた め、原処分における特定の仕方では不十分である。

何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度(行情)答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

(2)一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成28年11月14日付けで受理した審査請求人からの開示請求「行政文書ファイル「バーデン・シェアリング(米側の動き)」に綴られている文書の全て。」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として1件の文書を特定し、開示とする決定を行った(平成29

年1月13日付け情報公開第02356号)後,文書64件を対象文書として特定し、12件を開示、52件を部分開示とする原処分を行った(平成29年7月28日付け情報公開第00676号)。

これに対し、審査請求人は、平成29年8月5日付けで不開示処分の対象部分の特定を求めるとともに、一部に対する不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

- 2 本件対象文書について 本件専本語式の対象となる文書は 原知公にないて
 - 本件審査請求の対象となる文書は、原処分において部分開示とされた、 別紙に記載された52文書である。
- 3 不開示とした部分について
- (1)文書2,4~7,9~11,13~16,18~29,31,34~37,39~44,47,48,50~54,56~62,64,65 の総番号,発受信時刻,パターンコード,配布先一覧は,現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されており,公にすることにより,電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ,国の安全が害されるおそれ,交渉上不利益を被るおそれ及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため,法5条3号及び6号により,不開示とした。
- (2)文書7,16,27,34,35,52の不開示箇所には、個人の氏名,住所及び所属等、個人に関する情報(外国公務員の氏名・職名等の個人識別情報を含む)が記載されており、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号により、不開示とした。
- (3)文書11,39,42,47,50,62の不開示箇所には、公にしないことを前提とした米国とのやり取り及び提供された情報に関する内容が記載されており、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、 米国との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるため、法5条3号により、不開示とした。
- (4)文書41,49の不開示箇所には、公にしないことを前提とした我が 国政府部内の協議の内容に関する情報が記載されており、公にすること により、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内 の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号 及び5号により、不開示とした。
- 4 審査請求人の主張について

審査請求人は,「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じる」として不開示部分の更なる特定を求めているが,上記2のとおり,不

開示箇所の不開示箇所は既に具体的に特定されており、同請求人の主張に は理由がない。

さらに審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」と主張するが、外務省は、上記2のとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、同請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当で あると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年7月26日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月11日 審議

④ 令和元年6月27日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

審議

⑤ 同年7月18日

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる52文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1)外務省の電信システムに関する情報について

文書 2 , 文書 4 ないし文書 7 , 文書 9 ないし文書 1 1 , 文書 1 3 ないし文書 1 6 , 文書 1 8 ないし文書 2 9 , 文書 3 1 , 文書 3 4 ないし文書 3 7 , 文書 3 9 ないし文書 4 4 , 文書 4 7 , 文書 4 8 , 文書 5 0 ないし文書 5 4 , 文書 5 6 ないし文書 6 2 , 文書 6 4 及び文書 6 5 は いずれも外務省と在外公館との間でやり取りされた公電であり、これらの文書の総番号、発受信時刻、パターンコード及び配布先一覧の各不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について

判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (2)個人の氏名及び所属について
 - ア 文書 7, 文書 1 6, 文書 2 7 及び文書 3 5 の不開示部分(いずれも上記(1)に掲げる部分を除く。)には,我が国在外公館に勤務する外国人の氏名が,また,文書 3 4 及び文書 5 2 の不開示部分(いずれも上記(1)に掲げる部分を除く。)には,米国の立法府関係者及び研究者の氏名及び所属がそれぞれ記載されていることが認められ,当該部分は,法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって,特定の個人を識別することができるものに該当する。
 - イ 上記アに掲げる不開示部分のうち、在外公館に勤務する外国人及び 外国公務員の氏名等に関し、法5条1号ただし書イ該当性について、 当審査会事務局職員をして諮問庁にその認識を確認させたところ、諮 問庁から次のとおり説明があった。
 - (ア) 在外公館に勤務する外国人は、現地において事務補助等に従事するため、在外公館の長との間で勤務の契約を交わして採用されるものであり、国家公務員法2条に規定する国家公務員には該当せず、その氏名等について、外務省は公表しておらず、公表慣行もない。
 - (イ)外務省は、外交史料館における利用請求に対しては、「外務省外 交史料館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係 る審査基準」(以下「基準」という。)に基づき決定を行っている。 基準には、特定歴史公文書等に記録されている情報が利用制限情報 に該当するかどうかの判断は、「原則として作成又は取得されてか ら30年を超えないものとする考え方を踏まえる」と規定されてい る。当該基準に準じて、法に基づく開示請求に対しても、作成又は 取得から30年以上が経過している文書に記載された外国公務員の 氏名及び肩書については、時の経過に鑑み、特段の支障があると認 められない限りは、原則開示することとしている。しかしながら、 文書34に記載の米国の立法府関係者の氏名については、その記載 内容から当該個人が外国公務員であることが明らかとはいえない。
 - (ウ)以上のことから,在外公館に勤務する外国人及び米国の立法府関係者の氏名については不開示とした。
 - ウ そこで検討すると、当該部分に記載されている情報については、いずれも法令の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報であると判断すべき事情は認められないため、法 5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書口及びハに該当すると認めるべき特段の事情も存しない。
 - エ さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、

不開示とすることが妥当である。

(3) 外国政府関係者等との間のやり取りについて

文書11,文書39,文書42,文書47,文書50及び文書62の不開示部分(いずれも上記(1)に掲げる部分を除く。)には、日米間の防衛協力に係る外務本省及び在外公館と米国政府関係者等との間の具体的なやり取りの内容が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、日米間の公にされていない 防衛協力に係る協議の内容が明らかとなり、国の安全が害されるおそれ、 他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被る おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認 められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 日米間の防衛負担に係る対処方針等について

文書41の不開示部分(上記(1)に掲げる部分を除く。)及び文書49の不開示部分には、日米間の防衛負担に係る、外務本省から在外公館への指示内容及び外務本省が国会議員から聴取した情報がそれぞれ記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、今後も日米間で協議が行われる可能性がある課題に係る我が国の対処方針等が推察され、国の安全が害されるおそれ、米国との信頼関係が損なわれるおそれ又は米国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 3 号、 5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条 1 号及び 3 号に該当すると認められるので、同条 5 号及び 6 号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 佐藤郁美,委員 中川丈久

別紙

- 文書2 同盟国防衛分担(サッサー上院議員発言)(第1707号)
- 文書 4 同盟国防衛分担に関するアーミテッジ国防次官補の議会証言 (21 日上院歳出委軍事建設小委) (第2813号)
- 文書 5 同盟諸国の防衛分担増大に関する報告書(第2968号),他
- 文書 6 同盟諸国の防衛分担に関する検討委員会(国防省プレスリリース) (第3337号)
- 文書7 わが国防衛分担に関するステイーヴンズ上院議員の本会議発言,他
- 文書9 同盟国の防衛分担に関する国防省検討委(第3488号)
- 文書10 同盟国の防衛分担(論評)(1988年4月8日)
- 文書11 タフト国防副長官の訪日(第3773号),他
- 文書13 防衛分担に関する議会証言草こう(防衛情報)(第3883号)
- 文書14 同盟諸国の防衛分担(下院歳出委公ちょう会要約) (報道) (昭和 63年4月15日)
- 文書 1 5 同盟国防衛分担に関する下院軍事委特別パネル (19日公ちょう会証言テキスト) (昭和63年4月19日)
- 文書 1 6 同盟国の防衛分担に関する下院軍事委特別パネル(当館高級クラークのメモ)(昭和63年4月20日)
- 文書 1 8 わが国による責任分担問題(ブラッドレー上院議員内話)(第 4 3 7 0 号)
- 文書19 同盟国の責任分担(カークパトリックとケネディの討論・上院歳出 季)
- 文書20 同盟国の防衛分担に関する報告書(1988年ばん)(第4402 号)
- 文書 2 1 バーデン・シエアリング法案表決(報道) (昭和 6 3 年 4 月 3 0 日)
- 文書22 防衛分担に関する下院軍事委特別パネル(10日公ちょう会)(第 4725号)
- 文書 2 3 同盟国の防衛責任分担に関するバンドー・ケイト研究所員の証言 (昭和 6 3 年 5 月 1 2 日)
- 文書24 防衛分担に関するパネル公ちょう会記録(昭和63年5月19日)
- 文書 2 5 「バーデンシエアリングに関するパネル」公ちょう会要旨等(昭和 6 3 年 5 月 1 9 日)
- 文書26 防衛分担(報道)(昭和63年5月20日)
- 文書 2 7 防衛分担に関するパネル公ちょう会要旨(下院軍事委)(昭和 6 3 年 5 月 2 4 日)
- 文書28 タクト国防副長官の議会証言(防衛分担に関するパネル)(昭和6

- 3年5月24日)
- 文書29 タクト国防副長官の証言テキスト(防衛分担に関するパネル)(昭 和63年5月24日)
- 文書31 防衛分担に関する下院軍事委特別パネル(報告書) (昭和63年8 月5日)
- 文書34 防衛分担に関する下院軍事委特別パネル(本使への会見申し入れ) (第8170号),他
- 文書35 防衛分担に関する下院軍事委特別パネル(27日公ちょう会)(第 9429号)
- 文書36 防衛分担に関する下院軍事委特別パネル(第6108号)
- 文書37 防衛分担に関する下院軍事委特別パネル(27日公ちょう会)(第 9504号)
- 文書39 防衛分担に関する下院軍事委特別パネル(本使との非公式こん談) (第9558号),他
- 文書40 日米安保関係(対米申入れ)(第10206号)
- 文書41 日米安保関係(第6510号)
- 文書 4 2 バーデン・シェアリング (シュローダー議員の竹下総理宛書簡) (第 6 8 1 1 号)
- 文書43 防衛分担関連記事(報道)(昭和63年10月11日)
- 文書 4 4 ベンツエン民主党副大統領こう補(バードン・シエアリング)(第 1 1 0 9 号)
- 文書 4 7 アーミテッジ国防次官補とクリヤマ外審の会談(防衛分担問題) (第11166号)
- 文書48 タフト国防副長官とクリヤマ外審の会談(第11170号)
- 文書 4 9 所謂バーデン・シェアリング問題等(平泉渉議員発言)(昭和 6 3 年 1 2 月 1 日)
- 文書50 本使・スコウクロフト会談(第11330号)
- 文書 5 1 本使・チェイニー共和党下院院内幹事との会談 (バーデン・シエア リング) (第12149号)
- 文書52 バーデン・シエアリング(米国議員の感触)(第12179号)
- 文書 5 3 バーデン・シエアリング(国防・国務合同タスクフォース報告書) (第 1 2 2 6 8 号),他
- 文書 5 4 バーデン・シェアリング (米外交関係評議会) (第 7 8 1 2 号), 他
- 文書 5 6 バーデンシエアリング (合同タスクフォース報告書) (第1243 5号)
- 文書 5 7 本使とフオーレー下院民主党院内総務との会談(日米関係等)(第 1 0 8 号)

- 文書 5 8 アリマ北米局長出張(シュローダー下院議員との会談) (第223 号)
- 文書59 クウエイル次期副大統領への表けい(第377号)
- 文書60 タワー米国防長官の演説(第44号)
- 文書 6 1 バーデンシエアリング (ヘリテージ財団論文) (平成元年 1 月 3 0 日)
- 文書62 バードンシエアリング(国防省よりの照会)(第1678号),他
- 文書 6 4 (バーデン・シェアリング) 日本の防衛努力に対するアジア諸国の 反応(第 2 4 9 号), 他
- 文書65 日米防衛協力関係(報道) (第605号),他